



# 家族介護用品給付事業について

愛西市では、要介護4または5に認定された要介護者を市内の家庭において、介護しているご家族に対しておむつなどの介護用品購入費用の一部を助成します。

## 【対象者について】

申請者（介護をしている家族）、給付資格者（要介護者）ともに以下のすべてに該当する者。※月の初日に該当する事

申請者	愛西市に住所を有し居住していること
給付資格者	愛西市に住所を有し居住していること
	要介護4または5の認定を受けていること
	市町村民税非課税世帯に属すること
	生活保護世帯に属していないこと
	施設など（※）に入所・居住していないこと
	愛西市の介護保険被保険者であること

（※）特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など。

## 【対象介護用品】

紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、おしりふき・からだふき、ドライシャンプー

## 【給付金額】

令和8年3月31日以前に購入した分

⇒購入した月ごとにおける上限金額6,250円

令和8年4月1日以降に購入した分

⇒購入した月ごとにおける上限金額5,000円

## 【申請に必要なもの】

- ・給付資格者の介護保険証
- ・購入した介護用品の名称が分かるレシート（領収書）  
（入院された場合は、利用期間の分かるものも一緒にご持参ください。）
- ・申請者（介護をしている家族）の通帳

## 【申請期限】

購入した月の翌月から6か月後まで申請が可能（購入月も申請可能）

例：1月購入分は同年7月まで申請が可能

## 【支払時期】

指定口座への振り込みは、翌月末払い



詳しくは、高齢福祉課 までお問い合わせください。

TEL : (代表) 0567-26-8111 ※受付時間 8:30~17:15

(ダイヤルイン) 0567-55-7116 ※受付時間 9:00~16:00